

後期高齢者医療制度 交通事故などに遭ったときは

交通事故等の第三者から受けたけが等の医療費は、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担しますが、届け出により後期高齢者医療で、保険診療を受けることができます。

この場合、自己負担分を除いた医療費を都後期高齢者医療広域連合が一時立て替えた後、加害者(相手方)に請求します。診療を受ける際は、医療機関に事故による受診であることを申し出ていただきます。

また、事故(自損事故含む)に遭ったら、お住まいの後期高齢者医療担当窓口には必ず届け出てください。必要な書類(被害届等)は、担当者が事故の状況などを伺ったうえでご案内しますので、事故日から30日以内に届け出ていただきます。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察に届け出てください。

問 都後期高齢者医療広域連合
お問合せセンター ☎0570-086-519、市保険年金課
高齢者医療係 ☎042-387-9834

家屋に関するお知らせ

「新築(増改築)調査に協力」

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、令和6年度課税のために、令和5年1月2日以

降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。

調査員は、職員証明書等をお示ししますので、ご協力をお願いいたします。

■調査内容 屋根や外壁・各部屋の内装等に使用されている資材や設備の状況を調査します

【取り壊したときはご連絡を】
課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、資産税課までご連絡ください。

取り壊した家屋には、翌年

度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

居住用家屋が建っている土地は、税負担を軽減する特例措置が適用されていますが、家屋を取り壊したときはこの適用がなくなり、翌年度の土地の固定資産税・都市計画税が上がる場合があります。

◆共通◆
問 資産税課家屋係 ☎042-387-9821



5～11歳の方向け 新型コロナウイルスワクチン接種



5～11歳のオミクロン株対応ワクチン接種(3回目以降)は、7月から市内医療機関での接種を開始します。保健センターでの接種実施は7月1日(土)までの予定です。
対 ▶ 初回接種を終えた方で、オミクロン株対応ワクチン未接種の方 ▶ 5月7日までにオミクロン株対応ワクチンを接種済みの方で、基礎疾患等を有する方(どちらも最終接種から3か月以上経過している必要があります)

他 ▶ 保健センターでの接種日時や初回接種

(1・2回目)については、市ホームページや市コールセンターでご確認ください ▶ 接種会場ではマスク着用にご協力をお願いします ▶ 接種券の発行を希望される方は、市コールセンターへご連絡ください

問 新型コロナウイルス感染症対策小金井市コールセンター (☎0120-663-302、聴覚に障がいがある方など = FAX042-316-7667) ※土曜・日曜・祝日を含む午前9時～午後5時

みんなのひろば

6月23日～29日は
男女共同参画週間

本年度は、「無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。」というキャッチフレーズのもと、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動を実施します。

詳細は、内閣府男女共同参画局ホームページ (<https://www.gender.go.jp/>) をご覧ください。

ワークライフ・バランスの実現した暮らしをめざしましょう

市では、第6次男女共同参画行動計画の基本目標の一つに「ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす」を掲げ、いきいきと暮らせる豊かな社会づくりをめざしています。

多様な生き方の実現のためのポイントを紹介します。

▽ライフステージや生活環境、人生観に合った快適な働き方
▽家事・育児・介護を男女で協力して行う
▽ボランティア等の地域活動に参加し、地域との信頼関係の構築や、自己啓発を図る
▽年齢や状況に合わせた体調管理

夫婦・恋人の関係は対等ですか

ドメスティックバイオレン

男女平等社会をめざして

しょう。

デートDVとは

デートDVとは、10代～20代などで、未婚の交際相手から受けるDVのことです。

ストーカー行為とは

恋愛感情、その他の好意の感情またはそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、つきまとい行為を反復して行うことです。不安を感じたら、まず最寄りの警察署等にご相談ください。

市の取り組み

市企画政策課男女共同参画

問 企画政策課男女共同参画室 ☎042-387-9853



室市役所本庁舎2階では、DV等の相談を受け付けています。また、啓発パンフレット「知っておきたいデートDV」、「知っていますか?身近なDV」を配布しているほか、市ホームページでも掲載するなど、啓発に取り組んでいます。

DVチェックシート

◎パートナー(配偶者や恋人は)・・・

- 怒るとあなたにどなったり物を投げたりしますか
- あなたが実家に帰ったり、友人と会う事を嫌がりますか
- あなたが何かするたびに、報告をさせたり、自分の許可をとらせませんか
- あなたの服装、髪型、メイクについて、ああしろ、こうするなどと制限しませんか
- あなたの持ち物を壊したり、ペットをいじめたりしますか
- 暴力を、お酒やストレスのせいにしますか
- あなたの携帯をチェックしたり、登録されているメールアドレスを削除したりすることがありますか
- あなたへの連絡に、すぐに応答・返信がないと怒りますか

◎あなたは・・・

- 絶望感におそわれることがありますか
- パートナーの機嫌を損ねることを恐れ、意見が食い違うことが怖いですか
- パートナーが怒るのは自分に非があるからだと思っていますか
- 自分さえ我慢していれば二人の関係はうまくいくと思っていますか
- パートナーが束縛したがるのは、自分のことを愛しているからだと思っていますか